

テレビオプション伝送サービス利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

第1条～第2条 (略)。

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	(略)
1～2 (略)	(略)
3 テレビオプション伝送サービス	映像通信網サービスであって、次に掲げる電気通信事業者の電気通信回線（その電気通信事業者が映像通信網サービスを提供するために指定したものに限ります。以下「特定映像通信回線」といいます）からの着信のために提供するもののうち利用回線を使用して提供するもの 電気通信事業者 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社
4～20 (略)	
21 請求事業者	テレビオプション伝送サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 とします。

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	(略)
1～2 (略)	(略)
3 テレビオプション伝送サービス	映像通信網サービスであって、次に掲げる電気通信事業者の電気通信回線（その電気通信事業者が映像通信網サービスを提供するために指定したものに限ります。以下「特定映像通信回線」といいます）からの着信のために提供するもののうち利用回線を使用して提供するもの 電気通信事業者 NTT 東日本株式会社 NTT 西日本株式会社
4～20 (略)	
21 請求事業者	テレビオプション伝送サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 NTT ドコモビジネス株式会社 とします。

第 4 条～第30条 （略）	第 4 条～第30条 （略）
（免責） 第 31 条 当社は、テレビオブション伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、テレビオブション伝送サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。 2 当社は、この規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。 ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（テレビオブション伝送サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。 <u>3 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</u> 第 32 条～第 41 条 （略） 別記（略） 料金表（略） 第 1 表～第 3 表（略）	（免責） 第 31 条 当社は、テレビオブション伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、テレビオブション伝送サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。 2 当社は、この規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。 ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（テレビオブション伝送サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。 <u>3 削除</u> 第 27 条～第 41 条 （略） 別記（略） 料金表（略） 第 1 表～第 3 表（略）

	<u>附 則（令和 7 年 6 月 11 日 光事推 000600000715-01 号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。</u>
--	---